

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜防災＞

62. ろう者に対する以下の防災支援施策を拡充してください。

- ①情報支援者の確保
- ②広域避難時におけるろう者に対応した1.5次避難所の開設
- ④市町村への福祉避難所に関する情報提供の働きかけ
- ⑤市町村に対する避難所への「アイドラゴン4」導入の働きかけ

（回答）

○ 府としては、主に避難所の運営を担う市町村に対して、避難住民の多様なニーズに応じた運営や、迅速に避難所の開設ができるよう市町村が作成する避難所運営マニュアルの指針となる「大阪府避難所運営マニュアル作成指針」（以下、「指針」）を令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、令和7年3月に改定しました。

○ 現在、市町村の避難所運営マニュアルが本指針に沿った内容に改定され、その実効性が確保されるよう市町村に働きかけているところです。

各項目の回答は以下のとおりです。

（①）

○ 要配慮者の避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して支援の要請先リストを整備するとともに、社会福祉協議会等の関係団体や社会福祉施設の事業所と協定を締結するなど、災害時において人的支援を得られるように連携を図ることを指針に示しています。

（②）

○ 大阪府では、要配慮者について、地区防災計画や個別避難計画等の作成を通じて、避難先である福祉避難所ごとに、事前に受入対象者の調整等を行い、避難が必要となった際に福祉避難所等への直接の避難を促進することとしていることから、石川県での事例のような被災地外の一時的な避難施設としての1.5次避難所を想定していません。

被災市町村から住民の他都道府県への広域避難の受入れの要求があった場合は、関西広域連合や他の都道府県と協議を行うこととしており、必要な支援が行える体制を確立することとしています。

また、要配慮者には、きめ細かい対応を行うことが重要であることから、必要に応じて適切な支援が提供できる二次的な受入施設（指定福祉避難所等）への移送に備えることなども指針にも示しています。

(4)

○ 福祉避難所については、市町村と施設管理者との調整の結果、非公開とされている場合もあります。

非公開とされている福祉避難所の情報については、対象者の方にきめ細やかに提供できるよう市町村と引き続き、検討してまいります。

(5)

○ 災害発生直後は、情報が不足しがちとなり、必要以上に不安感を抱くこととなるため、ラジオ、テレビ、パソコン及びインターネット接続環境を整えるなど、多様な情報伝達手段からの情報が得られるように配慮する必要があります。その際、できるだけ文字放送対応機器も併せて準備することが必要である等、指針に示しています。

（回答部局課名）

政策企画部 危機管理室 災害対策課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜防災＞

62. ろう者に対する以下の防災支援施策を拡充してください。

③府が作成した防災講義動画に関する手話言語による情報保障

（回答）

- 危機管理室では、より多くの府民の皆様に、災害への備えの方法や重要性をご理解いただくため、様々な動画を YouTube に掲載しています。
- 耳の不自由な方にも防災に関する動画をご覧いただけるよう、動画の音声が伝える情報を表現した代替情報として字幕を掲載しています。また、字幕ができないものについては、YouTube の自動生成字幕の表示が適切となるよう府が確認したり、文字起こしを掲載することで的確に情報をお届けしているところです。
- 防災に関する正確な情報が府民の皆様に行き届くよう、音声の代替情報の掲出に引き続き取り組んでまいります。

（回答部局課名）

政策企画部 危機管理室 防災企画課

政策企画部 危機管理室 災害対策課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜防災＞

63. きこえない・きこえにくい人の防災士の拡大方策を講じてください。  
② 大阪府と大阪公立大学が連携し実施する「防災士養成講座」（大阪公立大学または和歌山大学主催）について、ろう防災士を増やすため、当該講座の受講者にろう者枠を設けてください。

（回答）

- 地域貢献活動として防災士養成講座を主催する大阪公立大学及び和歌山大学と、地域防災力の向上をめざす大阪府が連携し、府内に在住・在勤・在学の方を受講対象者として防災士養成講座を開催しているところです。
- 同講座の実施主体は両大学であり、広く一般に募集し、申込者が定員を上回る際は、抽選にて受講者を決定していることから、府としてろう者枠を設けることは困難と考えております。

（回答部局課名）

政策企画部 危機管理室 防災企画課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜防災＞

64. 視覚障害者に対する防災支援施策を整備してください。

- ① 避難行動要支援者名簿の活用方法、管理方法等、記載事項等について、視覚障害当事者にしっかりと情報が伝わるよう市町村に働きかけてください。
- ② 個別避難支援計画の拡充と、視覚障害者への避難誘導体制の整備を図るよう市町村に働きかけてください。
- ③ 障害に配慮した収容避難所の整備と視覚障害者への情報提供とあわせ、補助犬と一緒に避難できる避難所の開設、障害者が安心して使用できるトイレ設備の整備等の環境整備を進めるよう市町村に働きかけてください。

（回答）

（①）

- 市町村担当者向けの研修会において、避難行動要支援者名簿の活用方法等については、要支援者へ伝達がなされるよう働きかけを行ってきたところであり、引き続きしっかりと情報は伝わるよう市町村に働きかけてまいります。

（②）

- 市町村の個別避難計画の策定を進められるよう、府内の好事例を紹介する研修会や、市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイドを作成するなど、市町村での個別避難計画の拡充に向けた支援を行っており、引き続き個別避難計画の策定が進むよう取組んでいきます。

（②③）

- 府としては、主に避難所の運営を担う市町村に対して、避難住民の多様なニーズに応じた運営や、迅速に避難所の開設ができるよう市町村が作成する避難所運営マニュアルの指針となる「大阪府避難所運営マニュアル作成指針」（以下、「指針」）を令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、令和7年3月に改定しました。

- 現在、市町村の避難所運営マニュアルが本指針に沿った内容に改定され、その実効性が確保されるよう市町村に働きかけているところです。

各項目の回答は以下のとおりです。

- 要配慮者が施設内をスムーズに移動できるよう、できる限り生活面でバリ

アフリー化された施設を避難所として指定することが必要であると示しています。

- また、止む無くバリアフリー化されていない施設を開設する場合は、運営職員によるソフト面の対応により、要配慮者を支援し、円滑な避難や施設内の移動等を確保することが必要であると示すほか、要配慮者に対しては、学校の多目的教室などの既に冷暖房設備が整った部屋や仕切られた小規模スペースを避難場所に充てることが望ましいと示しています。
- 情報提供については、視覚障がい者のみならず、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、それぞれの状況に応じて多様な情報伝達手段を確保しておくことが重要であると示しています。  
また、身体障がい者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）については、利用者への同伴が必要であることから避難所での同伴避難を指針において示しています。
- また、避難者の人数に応じたトイレや要配慮者用トイレ（洋式・車いす対応等）を確保することについても指針には示しており、府においては、避難所で利用する車いすの方も利用しやすい洋式水洗機能付き組み立て式トイレを昨年度から令和8年度までの3ヶ年で2,300基調達することとしています。
- 引き続き、避難所のQOLの向上に向けた取り組みを市町村と連携しながら進めています。

（回答部局課名）

政策企画部 危機管理室 防災企画課（下線部について回答）

政策企画部 危機管理室 災害対策課（斜体部について回答）

福祉部 福祉総務課（太字部について回答）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課（太字部について回答）

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜防災＞

65. 避難環境が整わないなどの理由で、やむを得ず在宅で避難することになる障害者に食料等の支援が行き届くよう市町村に働きかけてください。

（回答）

- 府としては、主に避難所の運営を担う市町村に対して、避難住民の多様なニーズに応じた運営や、迅速に避難所の開設ができるよう市町村が作成する避難所運営マニュアルの指針となる「大阪府避難所運営マニュアル作成指針」（以下、「指針」）を令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、令和7年3月に改定しました。
- 本指針においては、指定福祉避難所の運営体制の事前整備について記載しており、特に、在宅避難等を選択せざるを得ない要配慮者が発生することを想定し、食料や薬品等の支援物資が届くよう支援計画を策定することが必要であると示しています。
- 引き続き、市町村の避難所運営マニュアルが本指針に沿った内容に改定され、その実効性が確保されるよう市町村に働きかけているところです。

（回答部局課名）

政策企画部 危機管理室 災害対策課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜医療＞

72. 障害児者の入院時に医療機関側から個室利用を求める際、個室料が患者負担とならないよう以下の措置を講じてください。

①障害の状況により実質的に多床室での対応が困難な場合については、患者本人の「治療上の必要」により個室へ入院させるケースとして扱い、利用者からの料金（「差額ベッド代」）徴収を行わないようにしてください。

（回答）

○ 病院がいわゆる特別室など、患者から特別の料金の徴収を行う特別の療養環境の提供に係る病室（以下、「特別療養環境室」といいます。）へ入院させる場合については、厚生労働省の通知において、患者への十分な情報提供を行い、患者の自由な選択と同意に基づいて行われる必要があり、患者の意に反して特別療養環境室に入院させられることのないようにしなければならないとされております。

○ また、患者本人の治療上の必要により特別療養環境室へ入院させる場合や、病棟管理の必要性等から特別療養環境室に入院させた場合であって、実質的に患者の選択によらない場合には、患者に特別療養環境室に係る料金は求めはならないとされています。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜医療＞

74. ろう者（施設入居者を含む）が医療機関を利用（受診・入院）する際、手話でのコミュニケーションが保障されるようにしてください。

①地方独立行政法人大阪府立病院機構の5病院（大阪急性期・総合医療センター、大阪はびきの医療センター、大阪精神医療センター、大阪国際がんセンター、大阪母子医療センター）について2006年から手話通訳者が配置されていますが、当該通訳者の退職後、新規雇用がされないなどによって手話通訳者が不在となる事案が生じています。早期の採用を促し、手話通訳者の不在を解消してください。

（回答）

- 地方独立行政法人大阪府立病院機構の5病院では、聴覚・言語障がいを有する患者様に対し、各病院において、病院内での診察、検査、会計など必要に応じて手話通訳を行っております。
- 手話通訳は、常駐の手話通訳者による対応もしくは診察予定日等に合わせて派遣手話通訳者に依頼して対応しておりますが、いずれも患者様の費用負担はありません。
- 今後も各病院の手話通訳利用実績に応じ、常駐もしくは派遣により手話通訳者を確保し、患者様に安心して利用いただける環境を整備していきます。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜医療＞

74. ろう者（施設入居者を含む）が医療機関を利用（受診・入院）する際、手話でのコミュニケーションが保障されるようにしてください。  
②府内の各医療機関（①以外の病院）に手話通訳者、手話ができる医療従事者、相談員などが配置されるよう働きかけてください。

（回答）

- 合理的配慮の基本的な考え方等を含む厚生労働大臣発出の「障害者差別解消法 医療関係事業者向けガイドライン」を医療機関に対して周知し、適正な医療の提供に努めるよう働きかけているところです。  
なお、改正障害者差別解消法が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、上記ガイドラインが改正されたことから、関係団体を通じ、医療機関へ改めて周知を行いました。
- また、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」を、保健所が実施する立入検査等の機会を活用して情報提供・周知を行っており、引き続き、障がい者への適切な対応が確保されるよう努めてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜医療＞

74. ろう者（施設入居者を含む）が医療機関を利用（受診・入院）する際、手話でのコミュニケーションが保障されるようにしてください。

③各医療機関と市町村が連携して、手話を必要とする障害者の入・通院に際して市町村の登録手話通訳者が活用できるよう、市町村ならびに医療機関に働きかけてください。

（回答）

○ 医療機関に対しては、医療関係団体を通じ、合理的配慮の提供について周知を行っているところです。

大阪府としては、引き続き、医療機関に対し国通知の周知等を行い働きかけてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課（下線部について回答）